

第4章 計画の具体的な取組

第4章 計画の具体的な取組

介護予防と健康づくり

1 いつまでも健康で、生きがいをもって暮らせるまちの実現

高齢者が、心身共に健やかに暮らせるよう、積極的な健康づくりと介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図り、可能な限り自立した生活を送ることを目指します。

高齢者の豊かな知識と経験を社会に還元し、生きがいをもって活動ができる機会の充実を図ります。

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

加齢とともに、徐々に心身の機能が低下していきませんが、この低下を「フレイル」と言い、要支援・要介護状態の大きな原因とされています。一方、フレイルの状態に、できるだけ早期に気づき、適切に対応することにより、生活機能の維持・向上を図ることが可能です。

誰もが、要介護状態にならないように、また、要介護状態であっても重度化を防止できるように、介護予防の正しい知識を普及し、主体的・継続的に介護予防活動に取り組めるように介護予防活動の支援を行います。また、要介護認定率や要介護認定者の要介護認定の変化率など、様々なデータを活用していきます。

【指標】 要介護認定率

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
15.8%	15.9%	16.6%	16.7%	16.7%	16.7%

【主な取組】

① はつらつ元気でまっせ講座の実施・いきいき健康づくりグループへの支援

本市では、平成 25 年度から、週に 1 回 5 人以上で自主的な健康づくり活動を行うグループに対し、本市のオリジナル体操である「摂津みんな体操四部作」及び「せつつはつらつ脳トレ体操」に関する技術指導を行う講師を派遣する「はつらつ元気でまっせ講座」を実施しています。

健康づくりに取り組む団体には、体操で利用する DVD や重錘バンド（おもり）やソフティボールを貸与しています。また、健康づくりグループでは、年に 2 回のグループ間交流会を実施しています。

こうした講座についての情報提供を充実させるとともに、今後も自主的な活動を支援し、地域で元気な高齢者を育成していく体制を整備していきます。

② 摂津みんなで体操四部作の普及

平成 19 年度、介護予防を目的に摂津市オリジナルの健康体操「せっつみんなで体操三部作」を作成しました。歌に合わせて体操を行う「わくわくやる気体操」、ストレッチ体操を行う「のびのび元気体操」、筋力アップのための体操を行う「もりもり本気体操」です。そこに、平成 29 年にロコモティブシンドロームを予防する「いきいきロコモ予防体操」が加わり、「体操四部作」となっています。これらの体操を活用している健康づくりグループの参加者からは、体力がついて活力につながると好評を得ています。

一方、アンケート結果によると、体操四部作*について、「まったく知らない」と回答した方が約 75%であったため、周知が行き届いていないことが分かりました。今後も、健康づくりグループや、地域で活動するさまざまなグループや団体、イベントなどにおいて、摂津みんなで体操四部作が活用され、介護予防につながるよう、普及していきます。

※アンケート実施時は「体操三部作」

③ 通所型サービスCの充実

総合事業の新たなサービスとして平成 29 年度より実施している通所型サービスCは、主に要支援 1、2 および事業対象者の方を対象に、3 か月もしくは 6 か月の短期集中リハビリテーションを行うものです。日常生活の中で、生活機能の低下がみられる高齢者のご自宅を専門職が訪問し、生活課題を明らかにします。その上で、個別に応じたリハビリテーションを行うことにより、生活機能の向上を図ります。

一人ひとりの「こうありたい」という目標を尊重し、プログラムに取り組むとともに、今後の居宅生活に向けての助言、セルフケアや社会活動への参加を促すなど、介護予防に向けて通所型サービスCの充実を図ります。

④ 介護予防啓発講座の実施

介護が必要でない状態を保ち続けることができるよう、どのような予防に取り組めば、どのような効果が得られるのか、より具体的な介護予防の知識やスキルを普及するとともに、高齢者の介護予防への意欲を高める、「介護予防講座」を実施します。

⑤ 地域におけるリハビリテーション活動の推進

現在、リハサロンやつどい場などにおいて、リハビリテーション活動が行われています。今後も地域における介護予防を目的とする取組（高齢者の「通いの場」事業）に対し、リハビリテーション専門職等を派遣し、介護予防の取組を強化します。

⑥ まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつの推進

本市では、歩きたくなる、でかけたくなるまちづくりとして「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」事業に取り組んでいます。

平成 25 年度に養成した「ウォーキング推進リーダー」が中心となり、市内にウォーキングコースを設定し、ウォーキングを推進するほか、コース上に健康器具を設置するなど、地域で気軽に健康づくりに取り組めるようにしています。今後は、さらに市内ウォーキングコースを設定するとともに、ウォーキングに関する講座を継続して開催し、健康寿命の延伸を図ります。

⑦ シニアエクササイズ

保健センターで、50 歳から 70 歳の方を対象に、基礎代謝量・筋肉量測定やマシントレーニング、エアロビクス、ウォーキング指導等の 20 回コースの講座を実施しています。

壮年期からの介護予防活動は重要であり、今後も周知をすすめていきます。

(2) 生きがいづくりや社会参加の支援

高齢者が、いきいきと毎日を過ごせるよう、生涯学習やスポーツ活動など、日々の楽しみや生きがいづくりを推進します。

また、地域活動などの社会参加を促進し、高齢者の生きがいづくりを進めるとともに、就労の機会の確保に努めます。

【指標】生きがいについて「ある」と答えた人の割合

第 6 期事前調査	第 7 期事前調査	第 8 期事前調査
65.8%	49.8%	65.0%

【主な取組】

① いきいきカレッジの実施

いきいきカレッジ（老人大学）は、知識や教養を深めるとともに、生きがいや仲間づくりにつなげ、今まで培った社会経験・人生経験を活かしてもらうことを目的として実施しています。また、いきいきカレッジ卒業生によるOB会活動等も行われており、社会貢献につながっています。今後も学んだことを生かせる場と機会づくりなど、フォローアップに努めます。

② 老人クラブへの支援

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブは、社会奉仕活動、友愛活動、スポーツ活動や地域の見守り活動などの事業を中心に幅広い活動を行っています。

平成 22 年度から高齢者向けの体力測定を実施しており、この取組が評価されています。今後も高齢者の健康づくりや介護予防などにつながる老人クラブ活動が活発に行われるよう支援します。

③ シルバー人材センターへの支援

シルバー人材センターは、家庭、企業、公共団体などから仕事を引き受け、会員に提供しています。会員は、豊かな経験と能力を活かし、就業などを通じて、自主的に社会に参加することによって生きがいを高め、活力ある地域社会づくりに貢献しています。

また、地域社会のつながりが希薄化する中、各小学校区に地域班を組織し、地域連携を図るとともに、各種同好会活動を通して認知症、介護予防など健康保持、生きがいに寄与しています。

平成 27 年度の介護保険制度改正において、高齢者の持つ能力を活用し、世代内での互助を積極的に推進していくことが求められている中、訪問型サービス A を実施するなど、新たな事業に取り組んでいます。

今後もシルバー人材センターが会員の拡充と就業先の開拓を図り、社会に貢献する取り組みを推進することができるよう支援します。

④ 老人福祉センターへの支援

老人福祉センターは、せつつ桜苑・ふれあいの里内の 2 か所にあり、利用者一人ひとりが健康で充実した生活を過ごせるよう、「健康体操・相談」、「はつらつ元気でまっせ講座」などの各種講座や、いきいきカレッジ(老人大学)の運営及び同好会活動を行っています。同好会活動では、作成した手芸や陶芸などを、老人福祉大会と同時開催の老人作品展に出品してもらうなど、発表の場を提供し、生きがいに繋がっています。

今後も、高齢者が健康で明るい生活が送れるよう、必要な支援を行います。

⑤ 生涯学習活動の充実

生涯学習大学を実施し、生涯学習大学を修了された人の学習成果の機会として、「生涯学習フェスティバル」を企画・実施するなど、学びの活用を図っています。また、地域の公民館講座や、グループへの出前講座など、さまざまな学習の機会を提供しています。

⑥ スポーツ活動の充実

高齢者のスポーツ活動支援の一環として、2か所のゲートボール場と1か所のグラウンドゴルフ練習場を整備し、地域に管理運営を任せています。

また、小学校区ごとに配置されているスポーツ推進員や老人クラブなどと連携し、グラウンドゴルフやペタンク、ゲートゴルフなどのニュースポーツを普及するなど、高齢者の参加しやすいスポーツ活動の場と機会の提供に努めます。

⑦ 高齢者の「通いの場」の充実

高齢者が徒歩で通うことができるさまざまな「場」について、現在実施している「場」の情報を収集するとともに、周知を図ります。また、高齢者が通える「場」の新たな設置や運営についての支援を行います。

■ いきいき通所事業（ふれあいサロン・ふれあいリハサロン）

校区等福祉委員会が中心となり実施している事業で、高齢者が気軽に集まり、さまざまな楽しい企画を通して親睦を深め合うことができる場となっています。全小学校区で開催されており地域に根ざした活動となってきています。また、障害のある方や子育て支援など、幅広い分野でのサロン活動も展開しています。今後もより身近な場所で、気軽に集える場を提供しながら、実施していけるよう、活動を支援します。

■ 街かどデイハウス

街かどデイハウスでは、高齢者が気軽に集まり、一緒に食事をしたり、レクリエーションや介護予防の体操などを行っています。現在は週4回実施しており、高齢者の地域での仲間づくりや、生きがいづくり、介護予防につながっています。今後も継続して実施できるよう必要な支援を行います。

■ 楽々カフェ

平成26年度より、摂津市老人介護者（家族）の会が、月1回の交流カフェである「楽々カフェ」を開始しました。「楽々カフェ」は、介護を受けられている方、認知症の方ご本人やご家族、専門職の方等、誰もが参加可能な交流カフェです。高齢者本人が参加しリラックスした時間を過ごしていただくとともに、支援者同士の交流を図ることができるため、今後も引き続き周知をすすめていきます。

■ つどい場

平成27年度にモデル事業として1か所開催し、平成29年度より、市民活動団体による運営が3か所、老人福祉センター内ボランティアグループによる運営が2か所で開催しています。65歳以上の方であればどなたでも立ち寄れる「場」として、また、介護予防の「場」としてそれぞれ特徴のある取組を行っています。参加者も運営者も元気になる、居心地のいい場として開催できるよう、今後も活動を支援します。

(3) 健康づくり・疾病予防の充実

我が国の平均寿命（平成 28 年厚生労働省）は、男性で 80.98 年、女性で 87.14 年となっています。一方、人が生活に支障なく生活できる期間である“健康寿命”は、男性で 72.14 年、女性で 74.79 年となっています。この差が縮まるよう、健康寿命をさらに伸ばしていくことが、今後の施策展開に求められています。各種健診の受診勧奨を推進するとともに、疾病の予防や健康づくりを進めていきます。また、特に要介護状態や認知症などの原因にもなる生活習慣病についての知識や予防の啓発を行い、健康寿命の延伸を図ります。

【指標】 まちごと元気！ヘルシーポイント事業の健幸マイレージ参加者数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
—	279 人	696 人	継続実施	継続実施	再実施

【主な取組】

① 生活習慣病予防の推進

高血圧や糖尿病などの生活習慣病から起こる脳血管疾患や心疾患等については、要介護状態や認知症の要因の一つであり、こうした循環器病をはじめとする生活習慣病の予防に取り組んでいくことが重要です。生活習慣病の予防のため、市民一人ひとりの健康への関心を高め、自主的な健康づくりを促していきます。

また、平成 30 年には吹田市民病院、平成 31 年は国立循環器病研究センターが、摂津・吹田両市域にまたがる北大阪健康医療都市に移転します。吹田市や医療関係者とともに「北大阪健康医療都市を中心とした健康・医療のまちづくり会議」を設置しており、両機関移転後の地域医療の在り方や同センター等との連携について議論を進めています。今後も、疾病予防や健康づくりの推進に向けた取組を実施していきます。

② 歯と口の健康の推進

口腔機能は、咀嚼、嚥下、発音、唾液の分泌などに関わり、食べることや、コミュニケーションに重要な役割を果たします。口腔機能が低下すると誤嚥性肺炎を起こしやすく重篤な状態に陥ることもあります。また、人との交流にも影響を及ぼし、社会とのつながりが徐々に薄れ閉じこもりになることも想定されます。また、歯と口の健康は、生活習慣病等、全身の健康とも深く関係しています。さまざまな機会をとらえ、口腔ケアの重要性について周知します。

歯と口の健診として、40 歳以上の方を対象とした成人歯科健診や心身機能の低下により歯科医院への通院が困難な方を対象とした高齢者訪問歯科健診を実施しています。平成 23 年度から、特定健康診査受診券と成人歯科健診の受診券をセット化して受診勧奨を行っています。今後も継続して実施するとともに、高齢者訪問歯科健診については、要介護認定高齢者などを担当しているケアマネジャーに事業の周知を図り、口腔の健康を保つことで QOL の維持向上に努めていきます。

③ 特定健康診査・後期高齢者医療健康診査、各種がん検診の推進

特定健康診査では、高血圧症や脂質異常、糖尿病やメタボリックシンドロームなどの生活習慣病の早期把握を行い、健診結果に基づいた特定保健指導を実施しています。一人ひとりにあった個別支援プランを保健師と一緒に考え、実行できるように6か月間サポートし、生活習慣の改善を図り重症化や慢性腎臓病の予防を図っています。

がん検診を受診しやすい環境とするために特定健康診査と各種がん検診を同時に受けることができるセットプランや地域でのバス検診を設けています。また、女性特有のがん検診については、乳がんと子宮頸がん検診を同日に設定したり、子宮頸がん検診については吹田市・茨木市の医療機関でも受診できるようにしたりするなど、拡大を図っています。さらに、平成27年度からは乳がん検診、平成28年度からは胃・大腸・肺の個別検診を導入しています。

各種がんの好発年齢である対象者が受診してもらえることが予防において有効であることから、平成23年からは各種がん検診において好発年齢の節目年齢の方に自己負担を免除する無料クーポン券の送付を開始しました。また、前立腺がん検診の導入を行いました。

さらに特定健康診査とがん検診、成人歯科健診など健診受診券をセット化して案内するなど、受診促進を図っています。今後も周知啓発や受診促進等の施策を展開し、受診率向上を図ります。

④ まちごと元気ヘルシーポイント事業

いつまでも健康で元気で暮らせるよう、各種健診やウォーキング等の健康づくり事業に参加した方に、「健幸マイレージ」を付与しています。ポイントが貯まると健康関連グッズと交換が可能であり、楽しみながら健康になるしくみになっています。平成30年度以降は、より多くの方に参加いただけるよう形を変えて継続実施の検討をしていきます。

⑤ 予防接種

市内の協力医療機関において、高齢者の感染症予防のために、インフルエンザおよび肺炎球菌のワクチン接種を実施するとともに、高齢者への接種勧奨を図ります。

認知症施策の充実

2 認知症になっても安心して暮らせるまちの実現

新オレンジプランでは、平成 37 年（2025 年）には、高齢者人口の約 5 人に 1 人が認知症になると見込まれています。認知症高齢者やその家族が、安心して生活を送ることができるよう、認知症についての正しい知識と理解を啓発し、認知症の早期の段階で適切な診断や対応ができるよう、体制を整備します。

（1）認知症についての啓発

【指標】認知症サポーター数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
330 人	214 人	318 人	400 人	400 人	400 人

【主な取組】

① 認知症地域支援推進員の配置

認知症の方やその家族などへの支援業務や支援機関へ助言を行うとともに、市内の医療機関や介護事業所等関係機関との連携を図るなど、地域における支援体制の強化を行う認知症地域支援推進員を配置します。

また、認知症地域支援推進員は、認知症の方やその家族などが気軽に交流することができる「認知症カフェ」の支援や、研修会の実施、地域ケアパスの作成・周知などを行います。

② 認知症サポーター養成講座の継続的な実施

「認知症サポーター養成講座」は、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成し、市民の手によって認知症になっても安心して暮らせるまちをつくっていくことを目的に開催しています。しかし、アンケート結果によると、認知症サポーター養成講座を受講したことがある方は 5.1%であり、より多くの方に受講していただくよう周知していくことが必要です。

今後も、地域や職域・学校などと協働しながら、「認知症サポーター」や子どもを対象とした「認知症キッズサポーター」の養成に努めるとともに、認知症サポーターの活躍の場づくりを進めます。また、本市職員についても「認知症サポーター」になれるよう、全職員対象に養成講座を実施していきます。

③ 認知症高齢者や家族への支援に向けた周知・啓発

認知症になった方やその家族が、どこに相談すればいいのか、どのような支援が受けられるのかなどが分かる「認知症ケアパス」を作成し、市民への情報発信を行います。また、その情報については、適宜、広報やホームページ、イベントでのちらし配布など、さまざまな方法で周知を図ります。

④ 認知症支援活動の推進

本市では、平成 22 年度から、介護保険事業者、老人介護者（家族）の会、認知症支援ボランティア、社会福祉協議会、地域包括支援センター、茨木保健所、摂津市高齢介護課で構成される認知症支援プロジェクトチームが発足しています。このプロジェクトチームは、認知症の方やその家族へのさまざまな支援活動を企画しています。今後も引き続き認知症支援プロジェクトチームを支援し、認知症の方や家族への支援などの企画を行っています。

⑤ 認知症支援のためのネットワークづくりの推進

認知症の方に適切な支援や対応を行うことができるよう、地域のかかりつけ医や認知症サポート医、歯科医、薬剤師、認知症疾患医療センター、地域包括支援センターなどとのネットワークの構築をはじめ、ケアマネジャーなどとの連携を図り、認知症の方への対応を支援します。

(2) 認知症の予防・早期対応

【指標】 初期集中支援チームへの相談件数

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
42 件	48 件	54 件

【主な取組】

① 認知症予防の充実

認知症は、年齢が進むにつれて発症のリスクが高まると言われています。しかし、近年、生活習慣の改善により、認知症の予防が可能であるということがわかってきました。

今後は、健康づくり活動とも協力の上、認知症予防の重要性について周知を行うとともに、普及を行うための講座を実施し、本市オリジナルで作成した認知症予防体操『せつつはつらつ脳トレ体操』の普及に努めます。

② 認知症初期集中支援チームの設置

認知症初期集中支援チームとは認知症やその疑いのある人、あるいはその家族を訪問し、初期の支援を包括的、集中的（6 か月間）支援を行うチームです。本市においては、医療系、福祉系の専門職と専門医をチーム員として設置し、医療機関や地域包括支援センターからの連絡を受けて対応します。

(3) 認知症高齢者や家族への支援

認知症は誰もがかかる可能性のある身近な病気です。認知症になっても、安心して暮らせるよう、認知症の人やその家族を支援していきます。

【指標】認知症高齢者の居場所づくり

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
3 か所	4 か所	5 か所

【主な取組】

① 認知症高齢者徘徊SOSネットワークの充実・他機関との連携

平成 25 年度より、認知症高齢者の行方不明問題に対応するため、「認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク」を開始しました。本制度は、認知症の方が行方不明になった際、協力事業者はその旨を連絡し、業務内の可能な範囲で発見にご協力をいただく制度となっています。今後も制度の周知を行い、徘徊がおこる可能性のある高齢者を事前登録により把握すると同時に、協力事業者を増やしていくことで、地域による見守り体制を充実していきます。

また、大阪府の実施する「大阪府認知症等高齢者の行方不明時広域発見連携」を活用し、必要に応じて広域での捜索を要請します。

さらに、大阪府や大阪府警からの保護事案等の情報提供を受け、介護保険サービスや医療につなぐなど、行方不明の防止を図ります。

② 認知症初期集中支援チームの設置【再掲】(P54)

③ 認知症の人やその家族の居場所づくりの推進

地域包括支援センター等を中心に、認知症について高齢者やその家族が気軽に相談できる窓口を整備し、引き続き市民に広く周知します。

介護による身体的・心理的負担がとりわけ大きい認知症高齢者の家族に対して、介護者同士の交流会や介護者教室の開催等に支援を行います。

認知症支援ボランティア活動グループが、認知症高齢者や家族、介護者への支援が行えるよう、活動支援を行うとともに、認知症やその家族の方が気軽に集える場の設置を支援し、地域に根づいた認知症支援の普及を図ります。

3 住み慣れた地域で、安心して生活ができるまちの実現

本市においては、平成26年3月末日の高齢者数は19,474人でしたが、平成29年3月末には21,425人となっています。第7期においては、特に、後期高齢者数が増加すると見込まれ、さらに、単身世帯も増加すると予想されます。高齢者が安心・安全に生活できるような福祉サービス等、さまざま支援体制の整備を実施します。

(1) ひとり暮らし高齢者等への支援

本市における第6期策定前（平成26年9月末）の65歳以上単身世帯数は5,391人（住民基本台帳）でしたが、第7期策定前（平成29年9月末）の65歳以上単身世帯数は6,195人でした。今後もひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加すると考えられ、その支援や見守り体制の整備が必要です。

【指標】ひとり暮らし登録者数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1,572人	1,455人	1,456人	1,500人	1,500人	1,500人

【主な取組】

① 高齢者の実態の把握

本市では、3年毎に策定される本計画の策定にあたって調査を行うことにより、本市の高齢者の全体像を把握してきました。また、平成28年11月より市から委託を受けた社会福祉協議会の職員（ライフ・サポーター）を2名増加し75歳以上高齢者訪問を実施することにより、75歳以上高齢者の状況把握に努めています。75歳以上高齢者訪問では、市の福祉サービスなどの情報を提供し、支援制度の周知を図っています。7期においても引き続き、高齢者の実態把握に努め、今後の施策につなげていきます。

② 見守り体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政や地域住民の連携による見守り体制の構築が必要になります。「高齢者の閉じこもり・孤立死防止」、「認知症高齢者支援の推進」、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の見守りサービスの確保」という3つの観点から、本来必要な人にサービスが届いているか、利用者の状況を再確認しながら、引き続き見守り体制の充実に努めます。

■ ライフ・サポーター事業（高齢者見守り訪問・支援）

民生・児童委員を通じた「ひとり暮らしの登録」をされた高齢者や高齢者のみ世帯で申し込みのあった方に対し、ライフ・サポーターが訪問し、安否の確認を行っています。

訪問により、安否確認や必要に応じた相談活動に加えて、閉じこもり防止のために「ふれあいサロン」などへの参加の勧奨など、今後も取組を勧めます。

■ 愛の一声訪問事業（乳酸菌飲料の配布）

ひとり暮らしの登録をされた方で見守りが必要な高齢者に対し、週に 1 回、乳酸菌飲料を配布し、高齢者ご本人の様子を確認するなど、見守りの充実を図っています。また、取り残しがある場合は、速やかに状況確認を行っています。ひとり暮らしの虚弱な高齢者などの安心感の確保と安否の確認を図るため、今後も引き続き実施します。

■ 緊急通報装置の設置

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしで重篤な疾病等のため常に緊急の事態が生じるおそれのある方に対し、家のなかでの突然の病気や事故の時に、ペンダントのボタンを押すと係員がかけつけ対処する緊急通報装置を設置しています。

今後も、在宅生活の安全・安心の確保のために、設置を行っていきます。

■ 救急医療情報キット等の配布

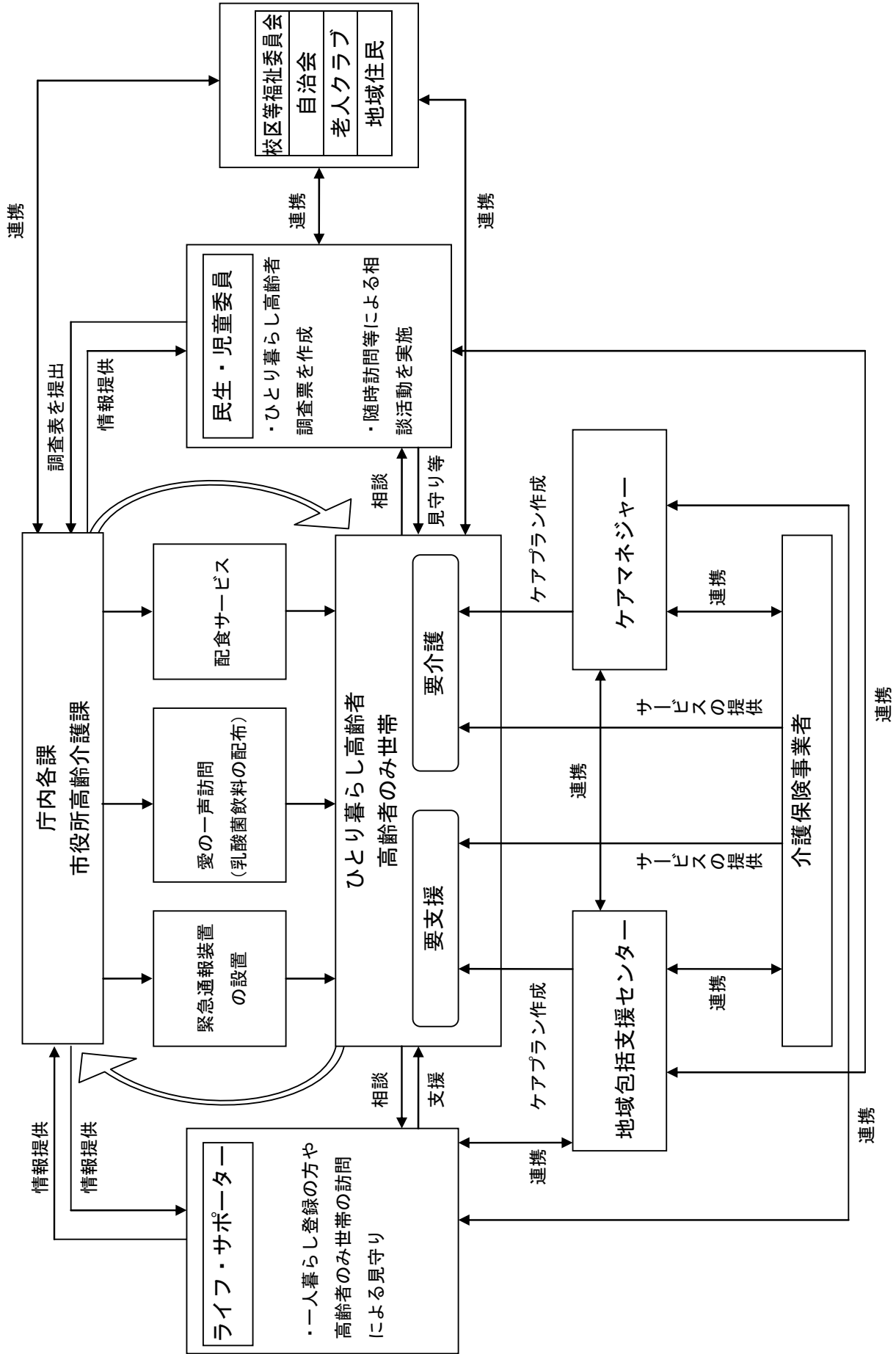
平成 23 年度から、ひとり暮らし高齢者を対象に疾病名や主治医、緊急連絡先、民生・児童委員連絡先などを記入した用紙を入れる救急医療情報キットの配布を行っています。また、平成 27 年度から、救急医療情報シート携帯版の配布も行っています。

キットの配布を民生・児童委員やライフ・サポーターが行うことで、顔の見える関係を築き、高齢者に安心感を持っていただくことができることから、今後も引き続き実施します。

■ ふれあい収集

歩行や立位保持に常時支えが必要で、家庭ごみを排出場所まで出すことが困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、職員による玄関先でのごみ回収を行っています。今後も希望者には声掛けを行い、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を実施していきます。

■図表 高齢者の見守りに関する取組



③ 地域のつながりの強化（高齢者の閉じこもり・孤立死防止）

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の高齢者が増加する一方、少子化・核家族化の進展等に
伴い、家族の機能が低下し、また隣近所との人間関係のつながりが弱くなってきています。
このようなことから、家族や地域社会から孤立して生活する高齢者が増え、その結果、高
齢者の孤立死などが生じています。

本市においては、現在、自治会、民生・児童委員協議会、老人クラブ、社会福祉協議会
で「つながりのまち摂津」連絡会議を設置し、地域コミュニティへの参加を呼び掛けるな
ど、地域のつながりの強化を図っています。また、地域の見守り体制の拡充や専門職との
連携・協力体制づくりに取り組むなど、より一層、積極的な対応が必要とされています。

平成 24 年 9 月に「摂津市安否確認ネットワーク会議」を庁内に設置し、孤立死の防止、
早期発見、二次被害の防止に取り組んでいます。今後も、身近に集える場の提供に努め、
閉じこもり防止を図るとともに、住民団体や地域と連携のもと地域の見守りを行いながら、
生活支援に努めます。

④ 多様な生活支援サービスの確保

さまざまな課題を抱える高齢者が、孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮ら
していくためには、介護保険などのフォーマル・サービスに加え、「見守り・声かけ訪問」
「相談」「つなぎ」などのインフォーマル・サービスを、適切な圏域において提供すること
が必要です。こうしたインフォーマル・サービスを組み合わせながら、高齢者の閉じこも
りや孤立死の防止に努めます。

また、インフォーマル・サービスは、地域住民の幅広い互助活動による柔軟な支援が求
められており、社会福祉協議会等と連携し、住民が気軽にかつ継続的に参加できるボラン
ティア活動の仕組みの構築や、NPO・ボランティアなどとの積極的な協働に取り組み、
高齢者の生活を支援します。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

団塊の世代が75歳以上高齢者になる2025年、在宅で医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れたまちで、人生の最後まで自分らしい暮らしを続けられるよう、医療と介護の連携体制の構築が求められます。在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、医療と介護の連携を推進します。

【指標】医療・介護関係者の研修

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年1回	年1回	年1回	年2回	年2回	年2回

【主な取組】

① 在宅医療の推進

地域においては、高齢化の進展に伴う老人慢性疾患の増加により病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要が高まっています。また、自宅でのターミナルケアやさまざまな医療ニーズを合わせ持つ重度の要介護者、認知症高齢者などが増加するなど、在宅医療の需要は高まると予想されます。

かかりつけ医や往診医、訪問看護やリハビリテーション、認知症専門医など、地域の医療情報の収集と発信に努めていきます。

また、在宅医療の推進にあたっては、大阪府をはじめ、医師会や、歯科医師会、薬剤師会と連携して進めるように努めます。

② 在宅医療と介護の連携の推進

疾病を抱えても、住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療と介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

入院による急性期の治療・リハビリテーションから、退院後の在宅療養へと円滑に移行し、途切れることなく一貫して適切な医療・介護サービスが提供されること、さらには在宅での認知症ケアや緊急時、ターミナルケアへの対応が課題となっています。本市は三島圏域（高槻市、茨木市、摂津市、島本町）に属しており、三島圏域地域リハビリテーション連絡会（地域包括支援センター幹事会・連絡会）を通じて、医療機関と居宅介護支援事業所等が連絡を図りやすくすることや、かかりつけ医、訪問看護ステーション、介護支援専門員、居宅介護事業所等の多職種連携により、退院時カンファレンス等による情報共有・チームケアの推進に取り組んでいます。

さらに、在宅での生活を支えるためには、医療情報を適切に取り入れた医療サービスを組み合わせたケアプランの作成が重要になるため、医学的な知識がますます必要であり、事例検討や研修を通して、ケアマネジャーの資質向上に取り組めます。

■ 地域の医療・介護の資源の把握

平成 26 年度に、医師会・歯科医師会・薬剤師会が、かかりつけ医療機関に係るマップを作成し自治会を通じて市民に配布されました。また、平成 27 年度には摂津市介護資源マップを作成しています。今後も資源の把握をし、情報提供をしていきます。

■ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

本市においては、「在宅医療・介護連携推進事業企画会議」を開催し、医療職と介護職のさまざまなギャップを抽出し、改善策を検討しています。

■ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

地域において、切れ目のない在宅医療と介護が提供される体制の構築のために、必要な取組を検討します。

■ 医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療・介護連携推進事業企画会議を中心に、「医療と介護の連携シート」を作成し、医師や訪問看護師などの医療職とケアマネジャーなどの介護職との情報共有の支援をしてきました。今後も継続して支援をしていきます。

■ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療・介護連携に関する相談を受ける「在宅医療・介護連携支援コーディネーター」を配置します。また、地域包括支援センターと連携を図ります。

■ 医療・介護関係者の研修

在宅医療・介護連携推進事業企画会議を中心に、平成 25 年度以降、在宅医療・介護に関わる多職種が一堂に会する「摂津市在宅医療推進のための地域における多職種連携研修」を実施し、知識の共有化を図るとともに、連携を強化しています。今後も継続して研修会を実施していきます。

■ 地域住民への普及啓発

認知症市民公開講座等において、市民を対象に普及啓発を実施していきます。

■ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

これまで、三島在宅医療懇話会に参画し、二次医療圏域における連携を図ってきました。今後も大阪府とも連携しつつ同圏域内の連携について、引き続き図っていきます。

(3) 生活支援サービスの充実

高齢者の在宅生活を支援するにあたっては、高齢者の日常生活への支援が重要となってきます。さまざまな福祉サービスを充実させるとともに、今後、必要となる新たなサービスを検討していきます。

【指標】配食サービス利用者数（延数）

平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1,126 人	1,150 人	1,175 人	1,200 人

【主な取組】

① 日常生活の支援

高齢者の在宅生活を支援するにあたっては、高齢者自身への支援のみでなく、家族介護者への支援も重要となってきます。家族介護者に対しては、従来の介護保険サービスや高齢者福祉サービスによる支援に加え、老人介護者（家族）の会が実施する電話相談や、高齢者本人・介護者・事業者の方など、誰でも参加可能な交流カフェである楽々カフェなどをすすめ、家族介護者が自身の不安や悩みなどを相談できる体制を整えていきます。また、介護者に対して、介護に関する必要な情報を提供していきます。

■ 日常生活支援ショートステイ・ナイトケア

介護者の入院や冠婚葬祭等のやむを得ない理由により家庭で介護できない場合や、夜間の介護が困難な場合などに、一時的に施設で介護をします。

認知症などの要介護者の在宅生活を支えるうえで必要不可欠な事業となっており、今後も介護保険制度によるサービスを補完する事業として、引き続き実施します。

■ 日常生活用具（電磁調理器・火災警報器・自動消火器・布団乾燥機）の給付

認知症高齢者や心身機能の低下により防火等の配慮が必要な高齢者に対して、電磁調理器・火災警報器・自動消火器・布団乾燥機を給付しています。

ひとり暮らしや認知症高齢者等の失火防止を図り、安心を確保するために、今後も引き続き実施します。

■ 福祉電話の貸与

低所得の常時介護が必要な方やひとり暮らしの方の連絡手段を確保するために、市の加入電話を貸与しています。

低所得の高齢者の連絡手段を確保するため、今後も引き続き実施します。

■ 配食サービス

食事づくりが困難な高齢者に、昼食は社会福祉協議会に委託、夕食は圏域毎に1か所ずつ、特別養護老人ホームに委託して配食をしています。

高齢者の自立支援だけでなく、栄養面や安否確認の目的もあることから、今後も引き続き実施します。

■ 高齢者移送サービス

ひとりで外出することが困難な高齢者が通院等で外出する際に、福祉車両で移送するサービスを行います。

現在、4台の車を使用して運用していますが、通院等で移送サービスを利用される方のニーズは多く、引き続き実施します。

■ 高齢者世帯民間賃貸住宅家賃助成

65歳以上のひとり暮らし世帯、又は65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成されている世帯に対し、家賃の一部を助成します（世帯の収入制限あり）。高齢者の住まいの確保を支援するため、引き続き実施します。

② 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（P81 に記載）

(4) 家族介護者への支援

高齢者の在宅生活を支援するにあたっては、高齢者自身への支援のみでなく、同居する家族介護者への支援も重要となってきます。家族介護者に対しては、従来の介護保険サービスや高齢者福祉サービスによる支援に加え、市民グループが実施する電話相談や、高齢者本人・介護者・事業者の方など、誰でも参加可能な交流カフェである楽々カフェなどをすすめ、家族介護者が自身の不安や悩みなどを相談できる体制を整えていきます。また、介護者に対して、介護に関する必要な情報を提供していきます。

【指標】介護離職についての啓発実施

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年 1 回の実施	継続実施	継続実施

【主な取組】

① 家族介護者への支援

家族介護者に対しては、従来の介護保険サービスや高齢者福祉サービスによる支援に加え、老人介護者（家族）の会が実施する電話相談や、高齢者本人・介護者・事業者の方など、誰でも参加可能な交流カフェである楽々カフェなどをすすめ、家族介護者が自身の不安や悩みなどを相談できる体制を整えていきます。

また、介護者に対して、介護に関する必要な情報が提供できるよう、その手段についても検討を行っていきます。

介護保険サービスとしては、施設整備計画に位置付けている地域密着型介護老人福祉施設に併設したショートステイの整備を検討しております。また、サービス事業者や関係組織などと連携しながら、引き続き緊急時にも安心してサービスを利用出来る体制の整備を図ります。

■ 家族介護用品（紙おむつ等）の給付

要介護3以上の方（所得制限あり）及び、要介護2以下や介護認定を受けていない市民税非課税世帯の方で、紙おむつ等が必要な方に対して家族介護用品給付券を交付しており、今後も実施していきます。

② 認知症の人やその家族の居場所づくりの推進【再掲】（P55）

③ 介護離職についての啓発

家族に介護が必要になり、介護離職せざるを得ない状況にならないよう、広報等で周知を図るとともに、市内の企業への介護休暇制度や介護保険制度の周知を図ります。

(5) 住まいに関する支援

高齢者の住まいについては、サービス提供をするうえで生活の基盤となるものです。高齢者が安心して生活できる住まいに関する情報を収集・提供できるように努めます。アンケート調査結果によると、多くの高齢者は、介護が必要になってもできる限り在宅生活の継続を望んでいます。しかし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、高齢者が安心感を持って生活できる住まいの環境を整える必要があります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢期における心身機能の変化に対応して、自宅を住みやすく改修することや、高齢者がまちのなかで安全に移動し、快適に行動ができるように、使いやすい施設の整備や移動しやすい歩道の整備など、バリアフリー化を図る必要があります。

【指標】住宅改修の実施数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
312 件	296 件	284 件	継続実施	継続実施	継続実施

【主な取組】

① 住宅改修の促進

加齢に伴い、身体機能が低下してくると、安全に暮らすための住環境の整備が必要になってきます。住み慣れた自宅で生活を続けていくための段差解消や手すりの設置などの介護保険制度による住宅改修費の支給について、利用の促進を図ります。

また、不必要・不適切な改修を防ぎ、利用者の身体状況に応じた改修を行うために保健センターの作業療法士、理学療法士による事前事後の訪問調査を通じて、適正な実施に努めます。

住宅改修や住宅改造の施工については、近年悪質なりフォーム業者によるトラブルが増えていることから、施工前に必ずケアマネジャーを通じて、市に相談・事前申請を行うこととしており、その周知啓発に努めます。

② 高齢者世帯民間賃貸住宅家賃助成

高齢者の住居を確保するため、低所得の高齢者世帯への家賃助成を今後も引き続き実施していきます。

③ 住まいに関する情報提供

「高齢者住まい法」に基づき、新たにバリアフリー、安否確認・生活相談サービス等の提供、入居に係る契約形式等に関する一定の基準を満たした「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設されました。

サービス付き高齢者向け住宅など高齢者向けの賃貸住宅は、今後増加することが予測されます。こうしたなか、高齢者向けの住まいの実態把握・情報提供に努めるとともに、良質なサービスが提供されるよう、大阪府や関係機関、事業者と連携し、入居者が安心して暮らすことができる環境の確保に努めます。

■ 軽費老人ホーム（ケアハウス）等への入居

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、原則として60歳以上の方が低額な料金で利用でき、食事の提供等の日常生活を支援するための老人ホームであり、市内に1か所（50床）整備されています。

概ね65歳以上の方で環境上の理由及び経済的理由のため、家庭において養護を受けることが困難な方が入所する養護老人ホームについても、市内に1か所（50床）整備されています。

安心して過ごせる老後の生活の一つとして、現状を維持し、必要な高齢者への入居の支援を引き続き実施します。

■ バリアフリーのまちづくりの促進

身体の機能が低下した場合でも、健康な人と同じように外出し、公共施設の利用、日常的な活動や社会参加活動を行うことができるよう、施設や生活道路等の環境整備に努めます。また、「大阪府福祉のまちづくり条例」に則り、施設建設時等に適切な建築指導を行います。

(6) 高齢者の権利擁護の浸透

判断能力が不十分で意思決定が困難な高齢者の権利擁護を目的に、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

【指標】成年後見制度利用件数（市長申立）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
4 人	1 人	8 人	継続実施	継続実施	継続実施

【主な取組】

① 成年後見制度の利用促進

地域包括支援センターを中心に、成年後見制度等に関する相談や情報提供、また、成年後見制度利用のための支援を行い、制度の利用促進を図ります。

成年後見制度を利用したくても親族や専門職後見人の利用ができない方のために、大阪府と連携して、市民後見人を確保できる体制の整備や活動の推進に努めます。

社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業についても今後も連携をとり、高齢者の権利擁護に取り組みます。

② 高齢者虐待防止の取組の推進

高齢者虐待は認知症や自立度の低下などにより介護負担が増し、養護者（介護者）が追いつめられたり、適切な介護の方法がわからないために、不適切な対応となり、結果として虐待へと発展してしまうこともあります。平成 18 年に施行された「高齢者虐待防止法」を受け、本市では平成 19 年 2 月に「摂津市高齢者虐待防止ネットワーク」を設立し、平成 21 年度にはひとり暮らし高齢者などの安否確認や認知症高齢者や家族への支援、介護予防事業の推進など、地域のさまざまな課題への対応も含めた「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク会議」として再編しました。今後は、「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク会議」の在り方を再検討しつつ、高齢者虐待の防止に向け、高齢者虐待についての周知を図り、早期発見・対応に努めます。また、高齢者虐待防止パンフレットの配布や虐待防止に関する講演会の開催等を通じて、高齢者虐待防止について、今後も広く市民に呼びかけます。

市内の養介護施設従事者に向け、高齢者の権利擁護研修会を開催し、介護施設での高齢者の権利擁護を推進します。

高齢者虐待については、24 時間体制の対応をしており、その周知についても引き続きすすめていきます。

■ 高齢者の権利擁護に向けた取組

高齢者の介護に携わるすべての人が、「人権」について認識し、高齢者の尊厳ある暮らしを提供する施設・事業所づくりに努められるよう、機会をとらえ取り組むことが必要です。

本市では、平成 26 年度より、介護保険事業者連絡会の協力を得て、介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）の他、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の従事者を対象に、学識経験者を講師にお招きし、施設従事者を対象とした研修会を開催しています。その中で、施設等における身体拘束ゼロに向けた取組として、「大阪府身体拘束ゼロ推進標準マニュアル」を活用し、「尊厳ある暮らしを支えるケア」「利用者本位」「自己決定」「自立支援」「思いや要望を代弁する仕組み」などの観点から介護の質の向上をめざす取組を施設・事業所に求めています。

③ 人権・権利擁護の推進

判断能力が十分でない認知症高齢者等は、必要なサービスを自ら選択し、契約することが困難な場合があります。このため、必要な介護サービスを受けることができなかつたり、近年では消費者被害にあう例が増えており、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を促進する必要があります。

ひとり暮らし高齢者などの増加に伴い、成年後見制度、日常生活自立支援事業に関する本人や家族からの相談件数が増加しています。今後も必要な方の利用が進むよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての情報を広く市民に周知するとともに、高齢者の人権について知識を深めるためのPRを行います。

また、高齢者の人権を守るため、高齢者虐待や消費者被害などの相談から権利を守る必要性を確認し、対応を図るとともに、早期発見・早期対応ができるよう、地域住民や関係機関との連携を含めた体制の整備を今後も継続して行います。

■ 消費者被害の防止

悪質な訪問販売や振り込め詐欺、高額な住宅リフォームを契約させられるなど、悪質商法などの被害にあう高齢者が増えています。特に、ひとり暮らしで周囲に相談できる人がいない方、認知症などで判断能力が十分でない方が対象になることが多くみられます。

今後も消費生活相談ルームとの連携や成年後見制度の利用にあわせ、地域での見守りや、訪問系サービス事業者などとの連携のもと、早期発見・早期対応に努めます。

■ 個人情報の適切な利用

高齢者の権利擁護の取組を進めるためには、必要な情報を適切に把握し、関係する機関が共有しておくことが重要となっています。

情報収集及び提供については、摂津市個人情報保護条例を遵守し、適切な個人情報の利用に努めます。

介護サービスの充実

4 介護が必要になっても暮らせるまちの実現

(1) 介護保険制度の適正・円滑な運営

介護サービスは、利用の増加に伴い保険給付費も年々増加を続けています。サービス利用が拡大していくなかで持続可能な制度とするためには、サービスを必要とする利用者を適正に認定したうえで、必要とするサービスを適切に提供するよう促すことが必要となります。引き続き、介護給付適正化に取り組むとともに、事業者への助言指導に努めます。

【指標】 介護給付費通知回数

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年 2 回の通知	継続実施	継続実施	継続実施

【主な取組】

① 介護保険制度の普及啓発

利用者や家族のニーズの把握と適切な情報提供が課題となっており、今後も利用者や家族にわかりやすく適切な情報を伝える方策を検討し、事業者やボランティアなどとの協働で、介護サービスに関する啓発活動を実施します。

国は、11月11日を「介護の日」としており、本市においても、介護に関することについて普及・啓発を行うため、介護の日記念イベントを開催しています。こうした機会をとらえ、介護に関する知識の普及・啓発を行っていきます。

② 事業者の指導

指定地域密着型サービス事業者および指定居宅サービス事業者等に、集団指導や実地指導等を実施し、適正な運営を促し、サービスの質の向上につなげていきます。また、適宜、介護保険サービス事業者への助言を行っていきます。

③ 給付適正化

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにつながります。また、適切な介護サービスの利用は介護保険制度への信頼感を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な制度の構築に資するものです。

大阪府において平成30年3月に策定された「第4期大阪府介護給付適正化計画」との整合性を図るとともに、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修の適正化」「福祉用具購入・貸与調査」「医療情報との突合」「縦覧点検」「介護給付費通知」「給付実績の活用」の8事業について目標を定め、その達成に努めます。

■ 要介護認定の適正化

介護認定審査会での審査に必要な各資料（基本調査・特記事項・主治医意見書）間の記載内容について点検や関係機関との確認調整を行うことにより、要介護認定の公平・公正性の確立に努めます。

また、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修等を実施することにより、要介護認定の適正化を図ります。

【指標】 認定審査における資料の確認件数

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
全件	継続実施	継続実施	継続実施

■ ケアプランの点検

利用者の自由な選択を阻害し、あるいは利用者の自立を阻害するような不適切なケアプラン作成が行われないよう、居宅介護支援事業所を対象にした研修会等を実施することにより、ケアマネジャーの資質向上を図ります。

また、真に必要なサービスが適切に位置づけられているかを検証し、利用者へのサービス提供が適切になされているかを確認するために、ケアプランの点検を行います。

【指標】 ケアプランの点検件数

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
全件	継続実施	継続実施	継続実施

■ 福祉用具購入・貸与調査

利用者の心身の状態からは想定しにくい福祉用具の購入及び貸与が行われていないかを確認することにより、不適切・不必要な利用を防ぎます。

福祉用具については、利用の仕方によっては在宅生活を継続するうえで有効な方法ですが、現状の心身状態からみて過剰となる利用の場合は、逆に身体機能の低下につながります。

特に福祉用具貸与については、大阪府国民健康保険団体連合会や給付適正化システムから提供される情報をもとに、その必要性の確認を行い、疑義のある場合には事業所に確認のうえ、請求誤りについて過誤申立を行います。

【指標】福祉用具購入・貸与に関する点検件数

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
全件	継続実施	継続実施	継続実施

■ 医療情報との突合

医療保険による入院中に介護保険給付が行われていないかなどの整合性を確認し、不適切な報酬請求を改めます。

大阪府国民健康保険団体連合会から提供される情報をもとに介護給付等の点検を行い、疑義のある場合には事業所に確認のうえ、請求誤りについて過誤申立を行います。

【指標】医療情報との突合回数

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
12 回／年	継続実施	継続実施	継続実施

■ 縦覧点検

複数月の保険請求について算定期間・回数等やサービス内容及び事業所間の整合性を確認し、不適切な報酬請求を改めます。

大阪府国民健康保険団体連合会から提供される情報をもとに介護給付等の点検を行い、疑義のある場合には事業所に確認のうえ、請求誤りについて過誤申立を行います。

【指標】縦覧点検一覧表の確認件数

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
全件	継続実施	継続実施	継続実施

■ 介護給付費通知

年2回、直近6か月分のサービス利用実績を利用者に郵送で通知します。

利用者から疑義があるサービス利用実績等の連絡を受けた場合は、給付状況等を確認し、事業所への指導を行うことで報酬請求の適正化を図ります。

【指標】 介護給付費通知回数

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
2回/年	継続実施	継続実施	継続実施

■ 給付実績の活用

大阪府国民健康保険団体連合会から配信されるさまざまな給付実績等の情報を活用することにより、不適切な報酬請求を改めます。

疑義のある場合には事業所に確認のうえ、請求誤りについて過誤申立を行います。

【指標】 給付実績情報を活用した件数

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
全件	継続実施	継続実施	継続実施

■ 住宅改修の適正化

利用者の心身の状態を勘案し住宅改修の必要性、妥当性を確認することにより、不適切・不必要な工事を防ぎます。

住宅改修時の事前事後調査については、保健センターに委託し、作業療法士・理学療法士による現地調査を行い、住宅改修が適正に行われるよう確認と助言を行います。

【指標】 専門職による現地調査

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
全件	継続実施	継続実施	継続実施

(2) 介護保険サービスの質の向上

【指標】 給付適正化ヒアリング

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年 8 回	年 8 回	年 8 回	継続実施	継続実施	継続実施

【主な取組】

① 事業者に対する指導・助言の実施

介護サービスの質の向上を図り、利用者にとって適切なサービスが提供されるよう、大阪府が行う介護施設及び居宅介護事業所への実地指導時の市職員の同行などにより、大阪府と連携を図りながら今後も事業者に対する助言を行います。

地域密着型サービスや居宅介護支援事業所（平成 30 年度より）については、市に指定・指導権限があることから、年 1 回の集団指導で関係法令等の遵守を呼びかけるほか、定期的に市独自の実地指導を行い、適切な指導に努めます。

また、事業所内で介護サービス利用者の事故や食中毒、感染症などが発生した場合は、速やかに市への報告を求めています。事業者からの聴取を行ったうえで、事業者とともに事故等の起こった原因や対応の状況を分析し、善後策の提案等を踏まえ、より一層の利用者の安全確保と再発防止に努めるよう、助言・指導を行います。

利用者の自己選択を支援するためには、より広く事業所の情報公開が必要なことから、事業者による「介護サービス情報の公表制度」の利用促進を図られるよう努めます。

② 介護サービス事業者との連携

介護保険事業者連絡会を通じて事業者への情報提供を実施しています。また、事業者連絡会の声は、介護現場の声として施策に反映するなど、今後も連携していきます。

③ 虐待防止に向けた啓発

高齢者虐待防止パンフレットの配布や虐待防止に関する講演会の開催等を通じて、高齢者虐待防止について、今後も広く市民に呼びかけます。また、要介護高齢者のケアに携わるケアマネジャーや介護保険サービス事業者に対しても、事業者連絡会等を通じて研修会等を開催し、高齢者虐待についての共通理解を深め、資質の向上に努めます。

高齢者虐待については、24 時間体制の対応をしており、その周知についても引き続きすすめていきます。

(3) 利用者への支援

【指標】介護相談員の派遣

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
44 回	44 回	44 回	継続実施	継続実施	継続実施

【主な取組】

① 介護相談員の派遣

市内の入所及び通所施設には、市が委嘱した介護相談員を定期的に派遣し、利用者の相談等に応じています。本市において介護相談員派遣制度は平成 14 年度から実施しており、現在は 12 名の介護相談員が活動を行っています。介護相談員は市内の入所・通所施設 23 事業所を訪問し、施設内で利用者のお話を聞いたり不安の解消を図るためにさまざまな相談に応じてるとともに、事業所に対しての気づきや提案を行うことにより、介護サービスの質の向上に努めています。また、介護相談員については、高いスキルと柔軟な対応を行えるために、大阪府総合福祉協会や市で実施する研修会への積極的な参加をはじめ、他市の介護相談員との交流や、派遣先事業所との交流・懇談会を定期的に開催し情報交換を行うことにより、その資質向上が図られるよう努めます。

障害のある方に対する相談支援については、大阪府が作成した冊子「障がい者の介護保険利用について」などを活用し、関係機関が連携を図りながら、個人の特性に応じた配慮に努めます。

また、外国人からの相談にも適切に対応できるよう、関係各課との連携を図ります。

② 低所得者への支援

生活困窮状態にある高齢者は、複合的な要因を抱えていることが多く、さまざまな支援機関が連携して取り組んでいくことが重要になっています。地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカーが中心となり、福祉制度等の利用につなげていけるよう、支援をしていきます。必要に応じて、大阪府社会福祉協議会が実施する「生活困窮者レスキュー事業」の社会貢献支援員等と連携し、今後も制度のはざままで生活に困難をきたしている方や要援護者等の問題解決を図るとともに、生活困窮者自立支援法の相談窓口とも連携を図り、対応にあたります。

また、利用者負担の軽減策として、同じ月に利用した介護保険サービスの負担が高額になった場合に対象となる高額介護（予防）サービス費の支給をはじめ、1年間で介護保険と医療保険の両方の負担が高額になった場合に対象となる高額医療合算介護（予防）サービス費の支給、介護保険の給付対象サービスではないため、本来全額が自己負担となる介護保険施設の居住費及び食費の負担額の軽減措置（特定入所者介護サービス費）があります。また、特に生計が困難な方には、社会福祉法人が行う負担軽減制度があり、市内の全法人が実施しています。

こうした制度の周知に努めるとともに、国に対して、生活困窮者の介護サービスの利用が制限されることなく、適切に提供されるような制度促進を図るための抜本的な対策が講じられるように求めています。

③ 高齢で障害がある人への支援

障害のある高齢者については、障害者施策と高齢者施策の連携を図るとともに適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度についての普及啓発に努めます。

また、障害のある人が高齢者になっても、それまで使っていた事業所でサービスを受けられるよう、高齢者や障害のある人が利用できる「共生型サービス」が平成30年度から新たに創設されるため、本市においても、申請に基づき、共生型サービスの指定を行っていきます。

(4) 介護人材の確保・資質向上

現在、介護人材の不足が大きな課題となっています。本市では、平成 25 年度から、摂津市介護保険事業者連絡会の協力により、「摂津市福祉就職フェア」を実施しています。開催にあたっては、事前に「介護職員初任者研修」を行い、就職フェアへとつなげています。

介護職の確保については、事業者連絡会やシルバー人材センター等と連携し、検討をしていきます。

【指標】就職フェアの実施件数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年 1 回	年 1 回	年 1 回	継続実施	継続実施	継続実施

【主な取組】

① 福祉・介護の人材の確保

福祉就職フェアでは、参加事業者が仕事内容について PR を行い、介護職員との座談会を実施することで、福祉・介護の現場で働く人材の確保につなげています。また、開催にあたっては、事前に「介護職員初任者研修」を行い、就職フェアへとつなげています。今後は学生向けの周知方法等を再検討し、さらに事業者連絡会と連携をしていきます。

■ 訪問型サービス A

現在、本市においては訪問型サービス A を実施していますが、特にシルバー人材センターによる訪問型サービス A については、高齢者が高齢者を支えることで高齢者の人材の活用にもつながっています。今後も継続して実施していきます。

② 集団指導の実施

地域密着型サービス事業所および指定居宅サービス事業者等への集団指導を行うことにより、情報提供や資質向上を図っています。今後も継続して実施していきます。

③ 各種研修会の情報提供

大阪府の実施する研修会の情報提供について、今後も実施していきます。また、地域包括支援センターが実施する研修会や事例検討会を定期的の実施するとともに、相談や支援困難事例のバックアップ体制の強化に取り組みます。

地域支援体制の整備

5 地域における支え合いのあるまちの実現

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるようになるためには、地域の社会資源を活かしつつ、お互いが支え合える地域づくりが必要です。この支え合いが地域包括ケアシステムの基盤のひとつになっていきます。お互いに支え合い、誰もが安心して生活できるまちを目指し、地域支援体制の整備を行います。

(1) 生活支援体制整備事業の推進

高齢者の日常生活を支援するために、支え合えるまちづくりをめざし、協議体を設置するとともに、生活支援コーディネーターの配置を行います。

【指標】協議体の開催

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年 2 回	継続実施	継続実施

【主な取組】

① 協議体の設置

「協議体」を「地域が元気になるための話し合いの場」と位置づけ、第1層協議体を市全域、第2層協議体を日常生活圏域（安威川以北・以南）に設置します。「協議体」は、原則、地域ケア会議等の既存制度を活用しながら、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携して進めていきます。

② 生活支援コーディネーターの配置

高齢者の多様なニーズに対応し、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供を推進することを目的に、生活支援コーディネーターを配置します。

生活支援コーディネーターは、高齢者のニーズを把握し、すでに地域にある地域資源の発掘や開発を行うとともに、ネットワークを構築します。また、高齢者のニーズと地域におけるサービスのマッチングに努めます。

平成 30 年度に、第1層 1 名、第2層 2 名を配置します。

③ 高齢者を支える多様な主体による担い手の確保

高齢者の日常生活や介護予防を支えるためには、専門職のみでなく、地域の住民やNPO、ボランティア、一般企業などとの連携が必要です。2025年を見据え、多様な主体による担い手の確保を検討していきます。

④ 地域福祉活動への支援と協働

社会福祉協議会は、地域の住民が安心して住み慣れたまちで生活できるよう、さまざまな活動を行っています。特に高齢者を対象とした「ふれあいサロン」「リハサロン」については、おおむね小学校区ごとに、校区等福祉委員会を中心に高齢者の住民同士の交流の場となっています。

また、民生・児童委員は、高齢者のひとり暮らし訪問など、地域における身近な相談者としてさまざまな支援を行っています。

老人クラブでは、友愛訪問活動を行うとともに、積極的に交流を深め、高齢者の孤独化を防止しています。

市では、これらの地域活動を支援し、関係機関・各課とともに協働していきます。

⑤ コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）の配置

コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）は、地域団体や関係機関と連携し、さまざまな個別相談の解決を図り、地域課題の解決を図ります。

今後も専門職や関係機関との連携のもと、制度では解決できない新たな地域課題に対し、連携を図りながら取り組みます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（「総合事業」）の推進

総合事業は、市町村の独自事業であるため、これまで介護保険サービスでは対象にならなかった高齢者も、一部が対象となることができるようになりました。総合事業では、住み慣れた地域で、できる限り健康で自立した生活を送れるよう、多様な社会資源や多様な主体を活用した生活支援サービスを総合的に提供します。また、多様な担い手を発掘するために、総合事業に関する情報を発信・相談支援を行うとともに、それぞれの連携体制を推進していきます。

総合事業は、「地域資源」を活かした独自のコミュニティづくりが重要です。地域全体で介護予防と生活を支える体制を推進していきます。

【指標】高齢者の「通いの場」の数

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
80 か所	90 か所	100 か所

【主な取組】

① 一般介護予防事業の普及・啓発

地域の実情に応じた介護予防事業が進められている中、高齢者の介護予防と生活機能の改善をめざし、介護予防の普及・啓発や日常動作の向上、社会参加や生きがいづくりなど、継続的かつ効果的な介護予防につなげていきます。

- 高齢者が、気軽に、継続できるよう、自主グループの育成などを引き続き行いながら、地域に根づいた介護予防活動の普及を図ります。
- 誰もが気軽に通うことができる場（高齢者の「通いの場」）を推進していきます。（P 49）

② 介護予防・生活支援サービス

全国一律の内容・報酬単価であった介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防支援が、地域の実情に応じて市町村が独自でサービスを提供することが可能になりました。要支援・要介護状態を未然に防止することを目的とする点も特徴です。また、介護保険事業者以外に、住民ボランティアやNPO、民間企業などが提供するサービスも含まれることとなっています。

摂津市では、現行相当のサービスのほか、平成29年度より訪問型サービスAと通所型サービスCを実施しています。

■ 訪問型サービスA

現行の基準を緩和し実施するサービス。身体介助を含まず、生活援助を行う。

■ 通所型サービスC

3か月・6か月の短期集中リハビリテーションサービス。日常生活における動作を専門職がアセスメントし、個別のプログラムでリハビリを行う。

今後も引き続き住民主体による支援等、多様なサービスについて、地域の状況を見て実施を検討していきます。

■ 通所型サービスB

住民が主体となり要支援者等を中心とする通いの場づくり。

■ その他

栄養を目的とした配食や住民ボランティアが行う見守り、等。

(3) 災害時の支援

日本は、自然災害大国であり、本市においても、水害を始めとする災害が想定されます。高齢者には、自力で避難ができない方々も多く、避難には家族などによる支援が必要な場合が少なくありません。ひとり暮らしの高齢者や、親族による支援が受けられない人が増えているなか、迅速な避難を行うためには、地域住民による支援が重要です。

【指標】災害時要援護者支援制度の周知

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
HPへの掲載	HPへの掲載	HPへの掲載	継続実施	継続実施	継続実施

【主な取組】

① 災害時要援護者支援の推進

本市では、平成 23 年度から、ひとり暮らし登録をした方で、希望する方には「ひとり暮らし高齢者名簿」として登録し、自治会への情報提供を行うことで、災害時の迅速な支援に努めました。平成 26 年度からは、高齢者のみの世帯や重度要介護者等を含めた「災害時要援護者台帳」として再整備を行い、災害時に自力での避難が難しい方が迅速に避難できるよう情報の整備に努めています。

今後も、高齢者に関係する機関などに災害時要援護者台帳についての周知を行うことにより、支援が必要な高齢者が災害時に迅速に避難ができるよう努めていきます。

平成 26 年度には、市内の 6 つの社会福祉法人と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しました。福祉避難所は、災害などが発生した際、必要に応じて二次的に開設し、高齢者や障害者等で、通常の避難所では避難生活が困難な方を受け入れ、避難生活を支援する施設です。この福祉避難所の確保も含め、市民が安全・安心に生活ができる体制の整備に努めていきます。

また、保険者の介護事業者実地指導においては、要援護者等の避難に配慮する災害時の対応マニュアルの作成および周知・徹底について、今後も継続して助言・確認を行っていきます。

地域包括支援センターの機能強化

6 地域包括ケア体制が確立しているまちの実現

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で「住まい」「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」のサービスを包括的に受けられるシステムです。地域包括ケアシステムの構築に向け、平成 27 年度施行の改正法では、総合事業のほか、「在宅医療・介護連携推進事業」、「認知症総合支援事業」、「生活支援体制整備事業」に取り組むこととなりました。地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターは、これらの事業と連携し、地域包括ケアシステムを構築していくことが必要とされています。

また、地域包括ケアシステムの実現に向け、「地域ケア会議」も平成 27 年度より法制化されています。今後ますます多様化・複雑化する高齢者の問題に対応するため、地域包括支援センターの機能を強化し、地域ケア会議の充実に努めます。

(1) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターでは、相談件数や困難事例対応などが増加しています。また、地域ケア会議の効果的な実施や多職種の協働、ケアマネジメント支援の充実に努めることや介護者家族を含めた相談支援などが求められています。このようにさまざまな役割が求められていることを十分に踏まえ、その機能を発揮できるよう、地域包括支援センターの在り方を検討していきます。

三専門職種への研修の機会を充実させ、スキルアップを図るとともに、庁内各課や他機関とも連携を図りながら、問題の解決に努めていきます。

また、地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センターの運営評価を行い、地域包括支援センターの適正な運営に努めます。

【指標】地域包括支援センターの評価の実施

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
検討	実施	実施

【主な取組】

① 日常生活圏域に準じた設置

本市では、地域包括支援センターを市内全域に1か所設置し、社会福祉協議会への委託で運営しています。今後は日常生活圏域ごとに設置できるよう、検討していきます。

② 地域包括支援センターの周知と情報提供

アンケートによると、地域包括支援センターを認知していないという回答が4割以上という結果になっています。ひとりでも多くの方に地域包括支援センターを認知していただけるよう、地域包括支援センターの紹介やパンフレットの配布を行うなどのPR活動を行うとともに、関係機関を通じた周知を行うなど、より一層の周知に努めます。

本人、家族・親族、ケアマネジャー、民生・児童委員などからの介護保険サービスや福祉サービス利用の相談のほか、生活上の相談、虐待に関する相談、介護方法に関する相談など多岐にわたる相談に対して、心身の状況や生活の実態、必要な支援などの的確な状況把握と、保健・医療・福祉にかかわる幅広く適切な情報提供に努めます。

③ 地域包括支援センターの評価の実施

地域包括支援センターの運営を支援し、公平・中立性を確保するため「地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。今後は、地域包括支援センターの運営について、適切・公平に行われているか等、評価・点検を行い、地域包括支援センター運営協議会において審議し、より良い運営・活動に向けた取組を行います。

(2) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進める地域包括ケアシステムの実現に向けた手段です。

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、施策に反映していきます。また、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める場としても重要です。今後も地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を推進していきます。

【指標】会議開催回数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
15 回	15 回	18 回	継続実施	継続実施	継続実施

※平成 26 年度・27 年度は全体会のみ

【主な取組】

① 地域ケア会議の充実

本市では、個別ケース会議を随時開催するとともに、中学校区ごとに全体会を開催しています。今後は、地域の困難事例等を通して、自立支援に向けたケアマネジメントの実践力を高めるとともに、中学校区ごとに見えてきた地域課題を明らかにし、市全体で分析し、施策に反映させるなど、さらなる充実を図ります。